

**第74回税理士試験 所得税法  
第一問(理論)解答**

[表示内容の説明]

配点：□・・・□点

**問1 (配点30点)**

**(1) 生活に通常必要でない資産の意義 6**

- ① 事業用以外の競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
- ② 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産（上記①又は下記③に掲げる動産を除く。）
- ③ 生活に通常必要な動産で譲渡した場合に非課税とされないもの

**(2) 生活に通常必要でない資産に該当するときにおける取扱い**

**① 取扱い 6**

売却による利益は、譲渡所得として、他の所得と合算（総合長期譲渡所得の金額の場合には 1/2相当額を合算）され、総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。なお、売却による損失は、他の譲渡所得の譲渡益と通算されるが、控除しきれない損失の金額は、生活に通常必要でない資産に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額であるため、損益通算の適用がなく、生じなかったものとみなされる。

**② 補足規定**

**(a) 譲渡所得の意義 5**

資産の譲渡（借地権等の設定で一定のものを含む。）による所得をいう。ただし、次に掲げる所得は譲渡所得に含まれないものとする。

- i 棚卸資産（これに準ずる資産を含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得
- ii 上記 i のほか、山林の伐採又は譲渡による所得

**(b) 計算方法 6**

譲渡所得の金額は、次に掲げる所得につき、それぞれその年中のその所得に係る総収入金額からその所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額(注)から最高50万円の特別控除額を控除した金額とする。

- i 資産の譲渡でその資産の取得の日以後5年以内にされたものによる所得（一定のものを除く。）
- ii 資産の譲渡による所得で上記 i に掲げる所得以外のもの

(注) 上記 i 又は ii のいずれかに損失が生じた場合には、もう一方の所得との内部通算ができる。

**(3) 生活に通常必要な動産に該当するときにおける取扱い（非課税 2、損失 2、注意書き 3）**

売却による利益は、所得税を課さない。なお、売却による損失は、ないものとみなす。

(注) 生活に通常必要な動産が、1個又は1組の価額が30万円を超える貴石等、書画、ことう及び美術工芸品である場合には、生活に通常必要でない資産として、上記(2)の取扱いとなる。

問2 (配点20点)

(1) 確定申告書を提出しなければならない場合

① 内容 6

居住者は、その年分の課税標準の合計額が所得控除額の合計額を超える場合において、その課税標準から所得控除額を控除した後の金額を、課税所得金額とみなして税率の規定を適用して計算した所得税の額の合計額が、配当控除額及び年末調整に係る住宅借入金等特別税額控除額の合計額を超えるとき（所得税の額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額又は予納税額がある場合を除く。）は、確定損失申告書を提出する場合を除き、第3期（その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。以下同じ。）において、税務署長に対し、確定所得申告書を提出しなければならない。

② 簡易な記録 2

上記①の場合において、その年において支払を受けるべき給与等で年末調整の規定の適用を受けたものを有する居住者が、その申告書を提出するときは、所得控除について簡便な記載によることができる。（下記②②についても同様）

(2) 確定申告書を提出することができる場合(確定損失申告を含む。)

① 還付等を受けるための申告 4

居住者は、その年分の所得税につき所得税額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額若しくは予納税額があるため、これらの金額の還付を受ける場合又は外国税額の控除不足額の繰越等の規定の適用を受けるため必要がある場合には、確定損失申告書を提出できる場合を除き、税務署長に対し、還付等を受けるための申告書を提出することができる。

② 確定損失申告 8

居住者は、次のいずれかに該当する場合において、その年の翌年以後において純損失若しくは雑損失の繰越控除の適用を受け、又は純損失の繰戻しによる還付を受けようとするときは、第3期において、税務署長に対し、確定損失申告書を提出することができる。

(a) その年において生じた純損失の金額がある場合

(b) その年において生じた雑損失の金額がその年分の課税標準の合計額を超える場合

(c) その年の前年以前3年内（特定非常災害に係る繰越控除の特例の規定の適用がある場合には、前年以前5年内）において生じた純損失の金額及び雑損失の金額（前年以前において控除されたもの及び純損失の繰戻し還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除く。）の合計額が、その年分の合計所得金額を超える場合